

令和2年7月14日

女性活躍担当大臣
橋本聖子 殿

自由民主党
女性局長 三原 じゅん子
女性局役員一同

女性局要望書

我が党では、女性の健康については人生の各段階に応じて大きく変化するという特性があることや、女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策の必要性などに着目して、女性の健康を包括的に支援するための基盤となる法律の制定を目指し、平成26年及び平成28年の2度にわたって「女性の健康の包括的支援に関する法律案」を提出したが、残念ながら、成立には至らなかった。

その後、女性局では、国民の健康をめぐる社会状況等の変化や、女性の健康に関して様々な取組や要望等があったことを踏まえ、法案の充実について検討を行ってきた。そして、そこでは、我が国において高齢化が進み健康寿命の延伸や高齢者の社会参加の促進等が課題となっており、国民一人一人がその健康を保持しつつ、社会の各分野における活動への参画を通じ、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の形成が求められていること、このような社会を「健康活力社会」と位置付け、その基盤づくりとして女性の健康の支援に取り組んでいくことが必要不可欠であることなどが明らかとなった。

また、昨年開催されたWPL（女性政治指導者）サミット2019では、その成果宣言において、女性の健康を生涯にわたり包括的に支援することが不可欠であることなどが盛り込まれ、それを形としていくことが国際的に求められることとなった。

以上のことを踏まえ、健康活力社会の形成の促進の観点から法案を再構成して、女性の多様・特別な需要等に応じた保健医療サービスの確保などの従来の項目に加え、教育の推進、女性の社会活動等への参加、困難な問題を抱える女性に対する健康の保持増進の観点からの支援、スポーツを通じた女性の健康増進などの項目を追加し、内容的な充実を図った「健康活力社会の形成の促進のための女性の健康の包括的支援に関する法律骨子案」を別紙のとおり取りまとめたところである。

我が国の女性の健康に関する施策・取組は、徐々に進んできてはいるものの、なお遅れているのが現状である。少子高齢化が進行する中で、国民一人一人が生涯にわたって健康で生き生きと暮らしていくことができるようにするためには、女性の健康の特性と置かれた状況の変化等に鑑み、まずは、女性の健康に焦点を当てて、女性の健康を生涯にわたり包括的に支援することが求められており、そのための法的基盤が必要とされている。なお、今般の新型コロナウイルス感染症は、女性の心身の健康に直接的にも間接的にも様々な影響を与えており、「新たな日常」の形成・実現のためには女性の健康の包括的支援が求められていることが改めて確認されることとなったといえる。

については、女性局として、以下のとおり、要望する。

記

別紙「健康活力社会の形成の促進のための女性の健康の包括的支援に関する法律骨子案」を踏まえ、政府において速やかに法案を立案し、国会に提出すること。

以上